

公益社団法人 豊橋青年会議所 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人豊橋青年会議所(英文名 Junior Chamber International Toyohashi)と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県豊橋市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、産業、経済、文化等の向上を図り、地域社会の発展、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 児童又は青少年の健全な育成に寄与する事業
- (2) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養する事業
- (3) 地球環境の保全並びに自然環境の保護及び整備に寄与する事業
- (4) 国政の健全な運営の確保に資する事業
- (5) 地域社会の健全な発展に寄与する事業
- (6) 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上に寄与する事業
- (7) 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力並びに国際社会への貢献に寄与する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、豊橋市及びその周辺において実施する。

(運営の原則)

第5条 この法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 この法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

第2章 会 員

(法人の構成員)

第6条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した愛知県豊橋市及びその周辺に居住する
満20才以上40才未満の品格ある青年

(事業年度中に満40才に達した正会員については、その満40才に達した日の属する事業年度中は、正会員の資格を有するものとする。)

(2) 特別会員

満40才に達した年の事業年度末まで正会員であった者で、この法人の目的に賛同し、その事業の発展を助成しようとする者

並びに、本会議所の正会員であった者が、満40才に達した日の属する事業年度末に正会員でなかった場合においても、本会議所の目的に賛同し、その事業の発展を助成しようとする者で、かつ、本会議所に対し特別の功労があったとして理事会で承認された者

- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の正会員になろうとする者は、正会員のうちで推薦資格を有する者2名以上の推薦により、入会申込書を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申込みを受けた場合は、理事会の承認を得て入会を許可する。

3 前2項の規定による場合のほか、入会に関する事項は、理事会の決議により別に定める会員資格規程による。

(経費の負担)

第8条 会員は、この法人の事業活動等において経常的に生じる費用に充てるため、定められた入会金及び会費(以下「会費等」という。)を納入しなければならない。

2 会費等に関する事項は、理事会の決議により別に定める会員資格規程による。

(休 会)

第9条 会員に相当の理由がある場合には、理事会の承認を得て休会することができる。

2 前項の規定による場合のほか、休会に関する事項は、理事会の決議により別に定める会員資格規程による。

(任意退会)

第10条 会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の半数以上であって、総議決権数の4分の3以上の議決により除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をし、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の規定による場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 破産手続開始の決定を受けたとき。
- (4) 会費等を当該事業年度内に納入することを怠ったとき。
- (5) 総正会員の同意があったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総 会

(構 成)

第14条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(開 催)

第15条 この法人の総会は、通常総会、役員選任総会及び臨時総会の3種類とする。

2 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後60日以内に開催する。

3 役員選任総会は、毎年1回、12月に開催する。

4 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 総議決権の5分の1以上を有する正会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があつたとき。
- (3) 理事会が必要である旨議決したとき。

(招 集)

第16条 総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総会の招集は、目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面又は電磁的方法により、開催日の10日前までに正会員に通知しなければならない。

ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権が行使できることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

3 理事長は、前条第4項第2号に規定する場合にあっては、その請求のあった日から6週間以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。

(議 長)

第17条 総会の議長は、当該総会において出席正会員のうちから選出する。

(総会の決議事項)

第18条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
- (2) 事業報告及び計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書をいう。以下同じ。)の承認
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 役員の報酬等の額の決定又はその規程
- (5) 定款の変更
- (6) 会員の除名
- (7) この法人の解散及び残余財産処分
- (8) 公益認定取消しに伴う公益目的取得財産残額の贈与
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) その他的重要事項

(総会の定足数等)

第19条 正会員は、それぞれ1個の議決権を有する。

- 2 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
- 3 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別に定めるもののほか、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決する。この場合において、議長は、正会員として議決に加わることはできない。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面議決等)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって議決し、又は他の出席正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 正会員の総数
 - (3) 出席会員総数
 - (4) 議決権総数
 - (5) 総会に出席した理事、監事の氏名
 - (6) 議長氏名
 - (7) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
 - (8) 議決事項
 - (9) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
 - (10) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

第4章 役員

(役員)

第22条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上40名以内
 - (2) 監事 2名以上4名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、3名以上6名以内を副理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 この法人の役員は、正会員でなければならない。ただし、監事については、この限りでない。

(役員の選任)

第23条 役員は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

- ただし、理事候補者及び監事候補者の選出にあたっては、総会の決議により別に定める役員候補者選出規程による。
- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
 - 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
 - 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 6 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、その業務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順位によって、業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事長及び副理事長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順位によって、業務執行に係る職務を代行する。
- 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第25条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成すること。
- (2) 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査すること並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 総会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する行為をし、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を総会及び理事会に報告しなければならない。
- (5) 前号に規定する場合において、必要あると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求すること。

ただし、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集すること。

- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。

(理事及び監事の任期)

第26条 理事として選任された者は、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。

ただし、補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 監事として選任された者は、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。ただし、補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、再任されることができる。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事の権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の決議によって解任することができる。この場合においては、この役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他解任すべき正当な理由があるとき。
- 2 監事を解任する場合は、総会において、総正会員の半数以上であつて、総議決権数の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(顧問及び相談役)

第28条 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、理事長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 4 顧問及び相談役は、総会又は理事会に出席して意見を述べることができる。

(責任の免除)

第29条 この法人は、役員の一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部監事との間で、一般社団・財団法人法第115条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。この場合において、その契約に基づく賠償責任の限度額は、一般社団・財団法人法第113条第1項第2号に定める最低責任限度額とする。

(報酬等)

第30条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

- その額については、総会でこれを定める。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。

第5章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(招集)

第32条 理事会は本定款に別に定めるもののほか、理事長が招集する。

- 2 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第25条第5号に定めるとき。
- 3 前項第2号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を開催日とする臨時理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名する理事がこれにあたる。

(理事会の定足数等)

第34条 理事は、それぞれ1個の議決権を有する。

- 2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
- 3 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。この場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(理事会の権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか次の職務を行う。

- (1) 総会の決議した事項の執行に関すること。
 - (2) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (3) 規程及び細則の制定並びに変更及び廃止に関する事項
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
 - (6) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人(事務局長)の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。ただし、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに署名押印する。

第6章 例会及び委員会

(例会)

第37条 例会は原則として、毎月1回以上開催する。

- 2 例会については、事業計画に基づき理事会でこれを定める。

(委員会)

第38条 この法人は、その目的達成に必要な事項を調査、審議及び実施するために委員会を置く。

(委員の任命)

第39条 委員会に委員長1名及び委員若干名を置く。

- 2 委員長は、理事のうちから理事会の承認を得て理事長が任命し、委員は、正会員のうちから理事会の承認を得て、委員長が任命する。
- 3 特別委員会の委員長については、理事たることを要しない。

第7章 事務局

(事務局)

第40条 この法人は、その事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局は、専務理事が統括する。
- 3 前項の規定による場合のほか、事務局に関する事項は、理事会の決議を得て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第41条 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- 2 次に掲げる書類を主たる事務所に5年間備え置き一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 役員名簿
 - (2) 認定、認可等及び登記に関する書類
 - (3) 理事会及び総会の議事に関する書類
 - (4) 財産目録

- (5) 役員の報酬等の規程
 - (6) 事業計画書及び収支予算書
 - (7) 事業報告書及び計算書類
 - (8) 事業報告書及び計算書類の附属明細書
 - (9) 監査報告書
 - (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 3 前2項の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第43条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

(関係書類の閲覧)

第42条 会員は、前条の書類の閲覧をいつでも求めることができる。

- 2 理事長は、会員が前条の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がない限りこれを拒んではならない。

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第43条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第44条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程による。

(公 告)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、その年の12月31日に終わる。

(資産の構成)

第47条 この法人の資産は、次のものをもって構成するものとする。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第48条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は理事会の決議を得て理事長が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第49条 この法人の事業計画及び収支予算については、理事長が作成し、理事会の決議を経て、毎事業年度開始日の前日までに総会の承認を得なければならない。これを変更する事由が発生した場合は、すみやかに総会の承認を得なければならない。

- 2 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、理事長が作成し、理事会の決議を得なければならない。これを変更する事由が発生した場合は、すみやかに理事会の決議を得なければならない。
- 3 前2項の書類については、毎事業年度の開始日の前日までに愛知県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録を作成し、総会の7日前までに監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、通常総会において承認を得るものとする。

- 2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、事業年度終了後、総会の決議を経て、第1項の書類を愛知県知事に提出しなければならない。
- 4 この法人は、法令の定めるところにより、第1項の通常総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第51条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を得なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第52条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末尾における公益目的取得財産残額を算定し、第41条第2項第10号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第53条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣例に従うものとする。

第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第54条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総議決権数の4分の3以上の議決により、変更することができる。

- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)第11条第1項各号に

掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、愛知県知事の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく愛知県知事に届け出なければならない。

(合併等)

第55条 この法人は、総会において、総正会員の半数以上であって、総議決権数の4分の3以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を愛知県知事に届け出なければならない。

(解散)

第56条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の半数以上であって、総議決権数の4分の3以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産額の贈与)

第57条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第58条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益認定法第5条第17号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 補 則

(細則)

第59条 この定款に定めるもののほか、この法人の事業の運営上必要な細則は、理事会の決議を得て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事である理事長は大場雅之、業務執行理事である副理事長は荒木聖行、久保田充三、榎原亘、中村永一、専務理事は村松光とする。

4 平成26年12月7日改正、同年12月8日施行